

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る行政処分公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく行政処分の内容を公表することにより、廃棄物の適正な処理を促進するとともに、県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 許可業者

- (1) 一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた者（法第8条第1項）
- (2) 産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者（法第14条第1項）
- (3) 産業廃棄物処分業の許可を受けた者（法第14条第6項）
- (4) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者（法第14条の4第1項）
- (5) 特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者（法第14条の4第6項）
- (6) 産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者（法第15条第1項）

二 行政処分

法又は法に係る高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第2条第9号エに掲げる処分基準に基づき決定した次条の各号のいずれかの処分のことをいう。

(公表の対象とする行政処分)

第3条 次の各号に掲げるいずれかの行政処分を許可業者に行った場合、公表の対象とする。

- 一 法第9条の2の2の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可の取消し、法第14条の3の2の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可の取消し、法第14条の6において準用する法第14条の3の2の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可の取消し、又は法第15条の3の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し（以下「許可の取消し」という。）
- 二 法第14条の3の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の事業の全部又は一部の停止の命令又は法第14条の6において準用する法第14条の3の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の事業の全部又は一部の停止の命令（以下「事業の停止」という。）
- 三 法第9条の2の規定に基づく一般廃棄物処理施設の使用の停止の命令又は法第15条の2の7の規定に基づく産業廃棄物処理施設の使用の停止の命令（以下「施設の停止」という。）

(公表の内容)

第4条 公表の内容については、次の各号によるものとする。

- 一 許可業者の氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- 二 許可の種類及び許可番号
- 三 行政処分内容及び理由

四 行政処分年月日

五 行政処分期間

(公表の方法及び時期)

第5条 公表については、行政処分を行った後、速やかに次の各号の方法により行う。

- 一 県ホームページへの掲載
- 二 報道機関への資料提供

(公表の期間)

第6条 県ホームページでの公表の期間は、原則として次の表に掲げるとおりとする。

行政処分の種類	公表の期間
許可の取消し	処分の日から5年間
事業の停止又は施設の停止	停止中の期間

附則

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第2条 この要綱の施行日前に行った行政処分については、適用しないものとする。